

砂川市訓令第39号

令和6年8月28日

砂川市経営発展支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市経営発展支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援するため、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記1、北海道経営発展支援事業補助金交付事務取扱要領（令和4年7月13日付け技普第693号農政部長通知）に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者又は法人（以下「交付対象者」という。）の要件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者又はその者が経営する法人であること。
- (2) 事業実施の年度又は前年度に農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている、又はする予定であること。

ア 交付対象者（交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおいて同じ。）が農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条に基づく公告があったもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を有していること。

イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物、生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げ、経費の支出等の経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

- (3) 青年等就農計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ。）の認定を受けていること。
- (4) 青年等就農計画に経営発展支援事業申請追加資料（実施要綱別紙様式第1号）を添付したものの（以下「経営発展支援事業計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。
 - ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
 - イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を10%以上増加させ、又は生産コストを10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると市長に認め

られること。

- (6) 地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知）の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等を中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。
- (7) 本事業、実施要綱別記3の雇用就農資金、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記6の初期投資促進事業若しくは新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2の初期投資促進事業による助成金又は経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。
- (8) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者が金融機関から融資を受けること。
- (9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、北海道による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。
- (10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持及び発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (11) 環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。
- (12) 市税の滞納がないこと。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業内容は、実施要綱別記1第5の2に掲げる取組であって交付対象者が自らの経営において使用するものであることとする。

（補助対象経費及び補助金額）

第4条 本事業の交付対象者の補助対象経費は、前条の取組に必要な経費とし、補助金額は、当該経費の4分の3を超えない範囲の額とする。ただし、当該経費の上限額は500万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、次の要件を満たす場合は、夫婦合わせて、同項の補助対象経費の上限額に1.5を乗じて得た額（千円未満切捨て）を上限額とする。

- (1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- (2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
- (3) 夫婦共に目標地図に位置付けられた者等となること。

3 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者が目標地図に位置付けられた者等に限る。）のそれぞれに対して第1項を適用して合算した額又は1,000万円のいずれか低い額を上限額とする。この場合において、事業実施年度の前年度以前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員

も交付の対象外とする。

(経営発展支援事業計画等の承認)

第5条 補助金の交付を受けようとする者又は法人(以下「申請者」という。)は、経営発展支援事業計画等を作成し、関係書類を添えて市長に承認申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された経営発展支援事業計画等の内容が適当であると認めるときは、経営発展支援事業計画等を承認し、審査の結果を経営発展支援事業計画等審査結果通知書(別記第1号様式)により申請者に通知するものとする。

(経営発展支援事業計画等の変更)

第6条 前条第2項の規定により承認を受けた申請者は、経営発展支援事業計画等に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止する場合は、経営発展支援事業計画等変更申請書(別記第2号様式)により市長に計画の変更を承認申請し、その承認を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による承認申請があった場合について準用する。

(補助金の申請及び交付決定)

第7条 第5条第2項の規定により承認を受けた者又は法人は、経営発展支援事業補助金交付申請書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前2項の規定により提出された申請書の内容が適当であると認めるときは、経営発展支援事業補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により当該申請書を提出した者又は法人に通知するものとする。

(事業への着手)

第8条 経営発展支援事業計画等に基づく事業への着手は、原則として前条第2項に規定する交付決定に基づき行うものとする。ただし、交付対象者が交付決定の前に事業に着手する場合には、その理由を明記した経営発展支援事業補助金交付決定前着手届(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者又は法人(以下「交付決定者」という。)は、経営発展支援事業計画等に記載された取組を完了したときは、経営発展支援事業実績報告兼補助金支払請求書(別記第6号様式)を作成し、市長に提出しなければならない。

(就農状況報告等)

第10条 交付決定者は、事業実施の翌年度から経営発展支援事業計画等に定めた目標年度(事業実施年度の4年後の年度をいう。)の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月(前条の実績報告後1回目の報告においては、当該実績報告後又は就農後からの期間とする。)の就農状況報告(実施要綱別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、経営発展支援事業計画等に定めた目標年度までに氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(実施要綱別紙様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 3 交付決定者は、実績報告後に就農する場合は、就農後1か月以内に就農届（実施要綱別紙様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 4 交付決定者は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した機械・施設等の耐用年数が残存する間に使用が困難となった場合は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（就農状況等の確認）

- 第11条 市長は、前条第1項の規定による就農状況報告を受けた場合は、砂川市担い手育成センターと協力し、実施状況を確認し、必要に応じて適切な助言及び指導を行うものとする。
- 2 前項の規定による就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト（別記第7号様式）を用いて、交付決定者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。
 - 3 市長は、本事業の適切な実施及び効果を確認するため、必要と認める場合は、交付決定者に前条第1項の就農状況報告のほか必要な事項の報告を求めることができる。

（整備した機械・施設等の管理運営等）

- 第12条 交付決定者は、事業により整備した機械・施設等について、補助金の交付目的に沿った適正な管理を行うため、財産管理台帳（別記第8号様式）及び管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成・保管し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（国庫補助事業で大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）に相当する処分制限期間中、適切な管理に努めなければならない。
- 2 交付決定者は、前項で作成した機械・施設等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に少なくとも一度は市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定により提出された機械・施設等の管理運営日誌又は利用簿等を把握し、必要に応じて交付決定者に指導を行うなど、適正な管理運営等が行われるようにするものとする。
 - 4 交付決定者は、事業により整備した機械・施設等について、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。
 - 5 交付決定者は、事業により整備した機械・施設等について、災害により被害を受けたときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。ただし、処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。
 - 6 交付決定者は、事業により整備した機械・施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械・施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ市長に報告しなければならない。

（その他）

- 第13条 この訓令に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年9月2日から施行する。

第 号
年 月 日

経営発展支援事業計画等審査結果通知書

様

砂川市長

年 月 日付けで提出のあった経営発展支援事業計画等について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、砂川市経営発展支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 承認	
2 不承認	理由

別記第2号様式（第6条関係）

経営発展支援事業計画等変更申請書

年 月 日

砂川市長 様

住所（所在地）
（法人名）
氏名（代表者名）

年 月 日付け 第 号にて承認のあった経営発展支援事業計画等について、砂川市経営発展支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき下記のとおり変更申請します。

記

1 変更理由	
2 変更の内容	

別記第3号様式（第7条関係）

経営発展支援事業補助金交付申請書

年 月 日

砂川市長 様

住所（所在地）

（法人名）

氏名（代表者名）

砂川市経営発展支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、経営発展支援事業補助金の交付を申請します。

交付申請額	円
-------	---

添付書類

- ・見積書（申請額の根拠がわかる書類）
- ・事業内容のわかる資料（導入機械パンフレット、工事概要図面など）
- ・その他市長が必要と認めた書類

第 号
年 月 日

様

砂川市長

経営発展支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった経営発展支援事業補助金について、砂川市経営発展支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付決定額	円
----------	---

年 月 日

砂川市長 様

住所（所在地）
（法人名）
氏名（代表者名）

経営発展支援事業補助金交付決定前着手届

事業計画に基づく経営発展支援事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手しますので、砂川市経営発展支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は申請者が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	補助金 交付申請額	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

経営発展支援事業実績報告兼補助金支払請求書

年 月 日

砂川市長 様

住所（所在地）
（法人名）
氏名（代表者名）

印

経営発展支援事業計画等に記載した取組を完了したので、砂川市経営発展支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき下記のとおり報告するとともに、経営発展支援事業補助金を請求します。

記

1 報告内容

区分	事業に要した 経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫 助成金 (A)	都道府県 負担額 (B)	その他 (C)	自己負担 (D)	
	円	円	円	円	円	
計						

※ 区分の欄は、支援により行った取組を記載する。

（注）備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

2 補助金支払請求額 金 円

3 補助金の振込口座

金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金				店・所		出張所		
	金融機関コード								
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金		口座番号				
	郵便局	記号			(当座)番号				
口座名義人		(ふりがな)氏名							

就農状況確認チェックリスト

確認対象者住所:	
確認対象者氏名:	
経営開始資金交付の有無:	有 ・ 無
確認者所属・名前:	
	確認日: 年 月 日

1 交付対象者への面談用

ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	強い意欲がある ・ 意欲がある ・ 意欲がない
b 情報収集について(研修会等への参加、質問・相談の状況等)	積極的に収集している ・ 収集している ・ 収集していない
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している ・ 聞き入れるが実践していない ・ 聞き入れない
d 地域のコミュニティ・活動への参加・協力状況について	積極的に参加・協力している ・ たまに参加・協力している ・ 参加・協力していない

イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
b 機械・機器・施設の操作方法・安全対策の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
c 農業経営に関する知識の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
d スケジュール管理について	先を見越した管理ができている ・ 作業が遅れない程度に管理できている ・ 管理できていない
e 経営管理について	自主的に進めている ・ 意見を聞きながら進めている ・ 自主性がない
f 効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる ・ 取り組むよう努力している ・ 取り組んでいない
g 経営状況(収支状況)の把握	把握している ・ 概ね把握している ・ 把握していない
h 課題の把握	把握し改善に取り組んでいる ・ 把握し改善策を検討している ・ 把握していない

ウ 経営発展支援事業計画等の達成に向けた取組状況

a 成果目標の取組について	①計画どおりの規模で経営している ・ ②概ね計画どおりの規模で経営している ・ ③計画どおりに進んでいない
---------------	--

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

b 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ・ ②概ね計画どおりの規模で経営している ・ ③計画どおりに進んでいない
------------	--

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 生産量について	
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ・ ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ・ ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ・ ③計画どおりに生産できていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

d 売上高について	
[作物(畜種)名:]	① 計画どおりの売上げを計上している ・ ②概ね計画どおりの売上げを計上している ・ ③計画どおりの売上げを得られていない
[作物(畜種)名:]	① 計画どおりの売上げを計上している ・ ②概ね計画どおりの売上げを計上している ・ ③計画どおりの売上げを得られていない
[作物(畜種)名:]	① 計画どおりの売上げを計上している ・ ②概ね計画どおりの売上げを計上している ・ ③計画どおりの売上げを得られていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

エ 労働環境等に対する取組状況

a 圃場周辺・作業場・施設内等の整備状況	清潔で快適に整備できている ・ 概ね整備できている ・ 整備できていない
b 農作業安全への取組状況	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる ・ 取り組んでいない
c 食品衛生管理への取組状況 (加工を行っている場合のみ)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる ・ 取り組んでいない

2 ほ場(現地)確認用

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ 概ね遊休化されている土地はない ・ 遊休化されている土地がある
・ 作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ 概ね適切に生産されている
・ 適切に生産されていない土地がある。(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。) ・ 作付期間外である

3 書類確認用

ア 農業従事日数

日、	時間
----	----

イ 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている	・	帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある	・	帳簿をつけていない
-------------	---	----------------------------	---	-----------

ウ 農地の権利設定状況（農地の権利設定に変更があった場合のみ）

農地法第3条の許可等(※)により農地の権利を有している	・	農地法第3条の許可等を得ていない
-----------------------------	---	------------------

※公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書に基づく事業計画による農地の権利設定を含む。

変更後の農地面積

所有地		a
借入地	親族から	a
	第三者から	a

4 総合所見

--

財 産 管 理 台 帳

補助金交付決定者名 : _____

地区名	地区	事業実施年度	年度	農林水産省所管補助金名	経営発展支援事業												
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業 種目	事業 主体	工種構造 又は 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
									国庫補助金	都道府県	市町村	その他					
								円	円	円	円	円	年				
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別を記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。